

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う特定独立行政法人等を含むものを「全労委」、含まないものを「特定独立行政法人等を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

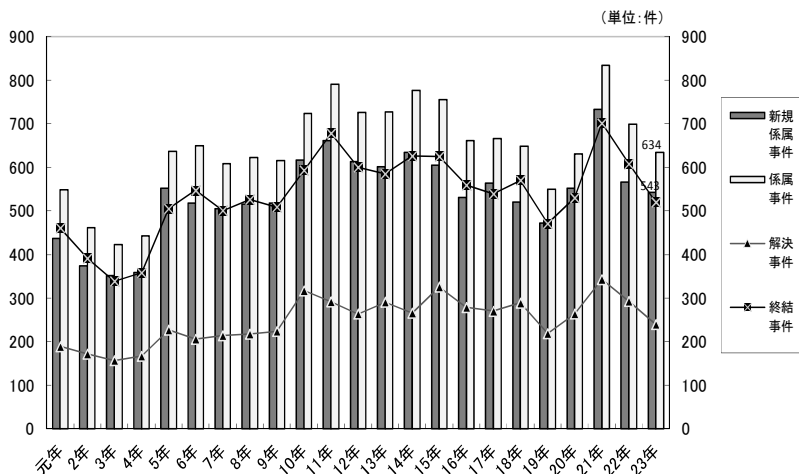
1. 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

23年に係属した労働争議調整事件数(特定独立行政法人等を除く。)は634件で、このうち22年から繰越されたものは91件、新規に係属したものは543件であった(第18表参照)。

また、23年に中労委が取り扱った特定独立行政法人等事件を含めると、全労委に係属した労働争議調整事件数は634件、新規に係属したものは543件であった(図1、巻末統計表第12表参照)。

図1 調整事件取扱件数の推移(全労委)



第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（特定独立行政法人等を除く）

23年(単位:件)

区分 労委	係 属 件 数					終 結 件 数					次年	
	前年 繰越	新 あっせん	調停	仲裁	規 計	計	取下	解決 裁定	不調 打切	移管	計	繰越
北海道	4	33			33	37	9	12	12		33	4
青森		4			4	4		2	2		4	
岩手												
宮城	1	9			9	10	1	3	5		9	1
秋田		2			2	2		2			2	
山形		2			2	2		1	1		2	
福島		1			1	1						
茨城	2	10			10	12	2	4	2		8	4
栃木		3			3	3		1	1		2	1
群馬		9			9	9	7	1	1		9	
埼玉	3	14			14	17	1	8	6		15	2
千葉		10			10	10		3	6		9	1
東京	35	147			147	182	10	63	62		135	47
神奈川	3	22			22	25	3	13	6		22	3
新潟	2	5			5	7	1	3	2		6	1
山梨		1			1	1		1			1	
長野	3	3			3	6	1	3	1		5	1
静岡	1	23			23	24		9	10		19	5
富山	1					1			1		1	
石川	1	2			2	3	1	1	1		3	
福井												
岐阜	1	4			4	5	1	2	2		5	
愛知	1	18			18	19		3	15		18	1
三重	3	8			8	11	1	5	3		9	2
滋賀		6			6	6		4	1		5	1
京都	5	19			19	24	2	11	8		21	3
大阪	8	42	1		43	51	16	14	6		36	15
兵庫	6	33			33	39	5	16	16		37	2
奈良		6			6	6		1	4		5	1
和歌山	1	7	1		8	9	2	4	2		8	1
鳥取		1			1	1		1			1	
島根		2			2	2		1	1		2	
岡山	1	9			9	10	3	3	3		9	1
広島	1	8			8	9	2	4	1		7	2
山口		6			6	6	1	2	2		5	1
徳島	1	8			8	9	2	5	1		8	1
香川		2			2	2		1	1		2	
愛媛	2	9	1		10	12		5	6		11	1
高知	1	8			8	9	1	4	3		8	1
福岡	1	16			16	17	4	8	3		15	2
佐賀	1	2			2	3	1		1		2	1
長崎		5			5	5		2	1		3	2
熊本	1	1			1	2	1	1			2	
大分		6			6	6		5			5	1
宮崎		2			2	2		1			1	1
鹿児島		2			2	2		1			1	1
沖縄	1	3			3	4	1		1		2	2
都道府県 労委計	91	533	3		536	627	79	234	200		513	114
中 労 委		2	5		7	7	1	6			7	
合 計	91	535 (2)	8 (5)		543 (7)	634 (7)	80 (1)	240 (6)	200		520 (7)	114
前 年 期	133	555 (6)	8		563 (6)	696 (6)	109	291 (5)	204 (1)	1	605 (6)	91
前 同 期 年 比	-42	-20 (-4)	(5)		-20 (1)	-62 (1)	-29 (1)	-51 (1)	-4 (-1)	-1	-85 (1)	23

(注) ()内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は 543 件で、22 年に比べ 20 件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では 7 件で 1 件の増加、都道府県労委では 536 件で 21 件の減少であった（第 18、19 表参照）。

他方、新規係属事件の対象となった労働者数は 37 万 6 千人で、22 年より 12 万人減少した（第 19 表参照）。

第19表 新規係属事件数及び対象労働者数（特定独立行政法人等を除く）
(単位:件、千人)

年	中労委+都道府県労委		中 労 委		都 道 府 県 労 委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
19	468	270	2	1	466	269
20	546	312	7	19	539	293
21	730	468	5	9	725	460
22	563	496	6	6	557	490
23	543	376	7	11	536	365

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん 535 件・98.5%(22 年 556 件・98.2%)、調停 8 件・1.5%(同 10 件・1.8%)、仲裁 0 件・0.0%(同 0 件・0.0%)となっている（第 18 表参照）。

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、543 件が労働関係調整法（労調法）に基づくもので、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（特労法）に基づくものは皆無であった（第 20 表参照）。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が 513 件・94.5%(22 年 514 件・91.3%)、使用者からの申請が 26 件・4.8%(同 45 件・8.0%)、労使双方からの申請が 4 件・0.7%(同 4 件・0.7%)であった（第 21 表参照）。

第20表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

区 分	新 規 係 属 事 件			
	計	労 調 法	地 公 労 法	特 労 法
合 計	543(7)	543(7)		
あっせん	535(2)	535(2)		
調 停	8(5)	8(5)		
仲 裁				

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第21表 開始事由別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

開始事由 年	労 側 申 請		使 側 申 請		双 方 申 請		職 権		計	
19年	432	92.3%	33	7.1%	3	0.6%	0	0.0%	468	100.0%
20年	502	91.9%	44	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	546	100.0%
21年	667	91.4%	61	8.3%	2	0.3%	0	0.0%	730	100.0%
22年	514	91.3%	45	8.0%	4	0.7%	0	0.0%	563	100.0%
23年	513	94.5%	26	4.8%	4	0.7%	0	0.0%	543	100.0%

（注）労側申請：労働組合からの申請

使側申請：使用者からの申請

（6）都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が 147 件・27.1%（22 年 153 件・27.5%）で最も多く、以下、大阪 43 件・7.9%（同 50 件・9.0%）、北海道 33 件・6.1%（同 34 件・6.1%）、兵庫 33 件・6.1%（同 24 件・4.3%）、静岡 23 件・4.2%（同 6 件・同 1.1%）と続いている（第 18 表参照）。

（7）集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（手続上各企業ごとに 1 件と数えられるが、実質的には 1 件としてみるができるもの）は 0 件（22 年 3 グループ 11 件）、統一事件（2 企業以上にわたる争議ではあるが、手続上 1 件として数えるもの）は 3 件 11 社（同 0 件）であった（第 22 表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況

(特定独立行政法人等を除く)

区 分	労 委	産 業	調 整 事 項	件 数
集団事件	なし			0
		小 計		0
統一事件	青森県	廃棄物処理業	貸金増額	(2)
	群馬県	医療、福祉業、老人福祉・介護事業	団交促進	(7)
	愛媛県	食料品製造業	一時金	(2)
		小 計		(11)
合 計				11

(注1) 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることができるもの。

(注2) 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

(注3) 統一事件の件数欄には企業数を()で示した。

2. 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が 94 件・17.3% (22 年は 85 件・15.1%) で最も多く、以下、医療、福祉が 74 件・13.6% (同 75 件・13.3%)、製造業が 69 件・12.7% (同 72 件・12.8%)、サービス業が 59 件・10.9% (同 62 件・11.0%)、教育、学習支援業 (自動車教習所を含む) が 58 件・10.7% (同 66 件・11.7%)、卸売業、小売業が 49 件・9.0% (同 42 件・7.5%) と続いている (第 23-1 表参照)。

なお、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が 94 件・17.3%、医療、福祉が 74 件・13.6%、製造業が 69 件・12.7%、サービス業が 59 件・10.9%、教育、学習支援業 (自動車教習所を含む) が 58 件・10.7%となっている (第 23-2 表参照)。また、これを産業中分類別にみると、社会保険・社会福祉・介護事業が 41 件・7.6%、道路貨物運送業が 37 件・6.8%、医療業が 31 件・5.7%、道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業) が 24 件・4.4%、その他の事業サービス業が 18 件・3.3%となっている (巻末統計表第 15 表参照)。

第23-1表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（特定独立行政法人等除く）

（単位：件）

	19年		20年	
全産業	468	100.0%	546	100.0%
農林漁業、鉱業	3	0.6%	1	0.2%
建設業	20	4.3%	9	1.6%
製造業	62	13.2%	79	14.5%
電気・ガス 熱供給・水道業	3	0.6%	0	0.0%
情報通信業	22	4.7%	26	4.8%
運輸業	59	12.6%	81	14.8%
卸売・小売業	37	7.9%	43	7.9%
金融・保険業	3	0.6%	8	1.5%
不動産業	2	0.4%	7	1.3%
飲食店、宿泊業	16	3.4%	18	3.3%
医療、福祉	68	14.5%	65	11.9%
教育、学習支援事業	58	12.4%	65	11.9%
複合サービス事業	3	0.6%	24	4.4%
サービス業	96	20.5%	104	19.0%
公務	16	3.4%	13	2.4%
分類不能	0	0.0%	3	0.5%

（注）平成21年1月より業種分類が変更された。

	21年		22年		23年	
全産業	730	100.0%	563	100.0%	543	100.0%
農林漁業、鉱業、 採石業、砂利採取業	1	0.1%	3	0.5%	7	1.3%
建設業	27	3.7%	19	3.4%	10	1.8%
製造業	106	14.5%	72	12.8%	69	12.7%
電気・ガス 熱供給・水道業	4	0.5%	2	0.4%	2	0.4%
情報通信業	46	6.3%	28	5.0%	32	5.9%
運輸業、郵便業	144	19.7%	85	15.1%	94	17.3%
卸売業、小売業	64	8.8%	42	7.5%	49	9.0%
金融業、保険業	7	1.0%	1	0.2%	5	0.9%
不動産業、物品賃貸業	13	1.8%	14	2.5%	6	1.1%
学術研究、 専門・技術サービス業	19	2.6%	12	2.1%	15	2.8%
宿泊業、飲食サービス業	31	4.2%	40	7.1%	21	3.9%
生活関連サービス業、 娯楽業	10	1.4%	14	2.5%	20	3.7%
教育、学習支援業	86	11.8%	66	11.7%	58	10.7%
医療、福祉	58	7.9%	75	13.3%	74	13.6%
複合サービス事業	6	0.8%	9	1.6%	9	1.7%
サービス業	93	12.7%	62	11.0%	59	10.9%
公務	13	1.8%	18	3.2%	13	2.4%
分類不能	2	0.3%	1	0.2%	0	0.0%

第23-2表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

（単位：件）

年	19年		20年	
全産業	472	100.0%	552	100.0%
製造業	62	13.1%	81	14.7%
運輸業	59	12.5%	81	14.7%
医療、福祉	70	14.8%	69	12.5%
教育、学習支援業 （自動車教習所を含む）	58	12.3%	65	11.8%
サービス業	96	20.3%	104	18.8%
その他の産業	127	26.9%	152	27.5%

（注）21年1月より業種分類が変更された。

年	21年		22年		23年	
全産業	733	100.0%	566	100.0%	543	100.0%
製造業	106	14.5%	74	13.1%	69	12.7%
運輸業、郵便業	144	19.6%	85	15.0%	94	17.3%
医療、福祉	58	7.9%	76	13.4%	74	13.6%
教育、学習支援業 （自動車教習所を含む）	86	11.7%	66	11.7%	58	10.7%
サービス業	93	12.7%	62	11.0%	59	10.9%
その他の産業	246	33.6%	203	35.9%	189	34.8%

（2）組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が226件・41.6%（22年205件・36.4%）、100人以上499人以下が183件・33.7%（同195件・34.7%）、500人以上4,999人以下が127件・23.4%（同154件・27.4%）、5,000人以上が6件・1.1%（同5件・0.9%）、不明1件・0.2%（同4件・0.7%）であった（第24-1表参

照)。従業員数規模別にみると、99 人以下が 257 件・47.3%（22 年 321 件・57.0%）、100 人以上 499 人以下が 154 件・28.4%（同 119 件・21.1%）、500 人以上 4,999 人以下が 84 件・15.5%（同 77 件・13.7%）、5,000 人以上が 26 件・4.8%（同 21 件・3.7%）、不明 22 件・4.1%（同 25 件・4.4%）であった（第 24-1 表参照）。

なお、全労委の新規係属事件を組合員数規模別にみると、99 人以下が 226 件・41.6%、100 人以上 499 人以下が 183 件・33.7%、500 人以上 4,999 人以下が 127 件・23.4%、5,000 人以上が 6 件・1.1%、不明 1 件・0.2%であった（第 24-2 表参照）。全労委の新規係属事件を従業員数規模別でみると、99 人以下が 257 件・47.73%、100 人以上 499 人以下が 154 件・28.4%、500 人以上 4,999 人以下が 84 件・15.5%、5,000 人以上が 26 件・4.8%、不明 22 件・4.1%であった（第 24-2 表参照）。

第24-1表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数
（特定独立行政法人等除く）

年		規模		30 人		30 ～		100 ～		300 ～		500 ～		1,000 ～		5,000 人		不明		合 計	
				未 満		99 人		299 人		499 人		999 人		4,999 人		以 上					
19年	組合員数	100	21.4%	95	20.3%	109	23.3%	21	4.5%	51	10.9%	82	17.5%	3	0.6%	7	1.5%			468	100.0%
	従業員数	134	28.6%	114	24.4%	97	20.7%	27	5.8%	28	6.0%	45	9.6%	20	4.3%	3	0.6%				
20年	組合員数	102	18.7%	120	22.0%	129	23.6%	46	8.4%	81	14.8%	56	10.3%	8	1.5%	4	0.7%			546	100.0%
	従業員数	140	25.6%	127	23.3%	106	19.4%	41	7.5%	55	10.1%	43	7.9%	29	5.3%	5	0.9%				
21年	組合員数	169	23.2%	150	20.5%	171	23.4%	50	6.8%	92	12.6%	89	12.2%	7	1.0%	2	0.3%			730	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	50	6.8%	62	8.5%	35	4.8%	6	0.8%				
22年	組合員数	97	17.2%	108	19.2%	149	26.5%	46	8.2%	79	14.0%	75	13.3%	5	0.9%	4	0.7%			563	100.0%
	従業員数	176	31.3%	145	25.8%	81	14.4%	38	6.7%	37	6.6%	40	7.1%	21	3.7%	25	4.4%				
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%			543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%				

第24-2表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数
（全労委）

年		規模		30 人		30 ～		100 ～		300 ～		500 ～		1,000 ～		5,000 人		不明		合 計	
				未 満		99 人		299 人		499 人		999 人		4,999 人		以 上					
19年	組合員数	100	21.2%	97	20.6%	110	23.3%	21	4.4%	51	10.8%	82	17.4%	4	0.8%	7	1.5%			472	100.0%
	従業員数	134	28.4%	114	24.2%	97	20.6%	27	5.7%	29	6.1%	45	9.5%	23	4.9%	3	0.6%				
20年	組合員数	102	18.5%	122	22.1%	130	23.6%	46	8.3%	82	14.9%	57	10.3%	9	1.6%	4	0.7%			552	100.0%
	従業員数	140	25.4%	127	23.0%	107	19.4%	43	7.8%	55	10.0%	45	8.2%	30	5.4%	5	0.9%				
21年	組合員数	169	23.2%	150	20.5%	172	23.4%	50	6.8%	93	12.6%	90	12.2%	7	1.0%	2	0.3%			733	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	51	6.8%	64	8.5%	35	4.8%	6	0.8%				
22年	組合員数	97	17.1%	108	19.1%	149	26.3%	46	8.1%	80	14.1%	75	13.3%	6	1.1%	5	0.9%			566	100.0%
	従業員数	176	31.1%	145	25.6%	80	14.1%	37	6.5%	38	6.7%	41	7.2%	22	3.9%	27	4.8%				
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%			543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%				

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が145件・26.7%（22年172件・30.6%）、全労連系が212件・39.0%（同188件・33.4%）、その他の上部団体が85件・15.7%（同81件・14.4%）となっている（第25-1表参照）。

第25-1表 組合系統別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年 \ 系統別		連 合		全 労 連		その他の上部団体				上部団体なし		計	
						うち全労協							
19年		156	33.3%	145	31.0%	51	10.9%	16	3.4%	116	24.8%	468	100.0%
20年		159	29.1%	193	35.3%	71	13.0%	22	4.0%	123	22.5%	546	100.0%
21年		198	27.1%	265	36.3%	94	12.9%	39	5.3%	173	23.7%	730	100.0%
22年		172	30.6%	188	33.4%	81	14.4%	40	7.1%	122	21.7%	563	100.0%
23年		145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%

組合系統別の状況を全労委でみると、連合系が145件・26.7%、全労連系が212件・39.0%、その他の上部団体が85件・15.7%となっている（第25-2表参照）。

第25-2表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	系統別	連 合		全 労 連		その他の上部団体		上部団体なし		計			
						うち全労協							
19年		156	33.1%	147	31.1%	52	11.0%	17	3.6%	117	24.8%	472	100.0%
20年		161	29.2%	196	35.5%	71	12.9%	22	4.0%	124	22.5%	552	100.0%
21年		200	27.3%	266	36.3%	94	12.8%	39	5.3%	173	23.6%	733	100.0%
22年		174	30.7%	189	33.4%	81	14.3%	40	7.1%	122	21.6%	566	100.0%
23年		145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は380件・70.0%（22年393件・69.8%）、このうち駆け込み訴え事件は184件・33.9%（同207件・36.8%）であった。なお、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は48.4%（22年52.7%）と、22年に比べ合同労組の事件の割合が増加する一方、駆け込み訴え事件の割合は減少した（第26表参照）。

第26表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

(単位:件)

年	事件	全 事 件	合 同 労 組 事 件		駆け込み訴え事件	
19年		468	305	(65.2%)	143	(30.6%) <46.9%>
20年		546	375	(68.7%)	181	(33.2%) <48.3%>
21年		730	487	(66.7%)	269	(36.8%) <55.2%>
22年		563	393	(69.8%)	207	(36.8%) <52.7%>
23年		543	380	(70.0%)	184	(33.9%) <48.4%>

- (注1) ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- (注2) 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。
- (注3) ()内は新規係属事件に対する割合
< >内は合同労組事件に対する割合

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無（同一の両当事者における調整前例の有無）別にみると、調整の前例があったものは68件・12.5%（22年73件・13.0%）であり、22年と比べると件数、割合とも減少した（第27-1表参照）。

これを調整事項の関連でみると、前例ありの場合（107項目・22年145項目）は団交促進39項目（同43項目）、経営又は人事9項目（同15項目）など、非経済的事項（68項目・同82項目）にかかる項目が6割以上を占めている。前例なしの場合（866項目・同859項目）も、団交促進251項目（同233項目）、経営又は人事180項目（同210項目）、組合承認・組合活動27項目（同26項目）など、非経済的事項（542項目・同525項目）にかかる項目が6割以上を占めている（第27-2表参照）。

第27-1表 新規係属事件における調整前例の有無別係属状況

(特定独立行政法人等を除く)

(単位:件)

年	事件	全 事 件	調整前例のある事件	
19年		468	103	(22.0%)
20年		546	92	(16.8%)
21年		730	105	(14.4%)
22年		563	73	(13.0%)
23年		543	68	(12.5%)

(注) ()内は新規係属事件に対する割合

第27-2表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項構成
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：項目)

区 分		全 数		前例あり		前例なし	
調整事項							
合 計		973	100.0%	107	100.0%	866	100.0%
経 済 的 事 項		347	35.7%	37	34.6%	310	35.8%
内 訳	賃 金 増 額	20	2.1%	1	0.9%	19	2.2%
	一 時 金	47	4.8%	10	9.3%	37	4.3%
	労働時間・休日休暇	31	3.2%	3	2.8%	28	3.2%
	そ の 他	249	25.6%	23	21.5%	226	26.1%
非 経 済 的 事 項		610	62.7%	68	63.6%	542	62.6%
内 訳	経 営 又 は 人 事	189	19.4%	9	8.4%	180	20.8%
	団 交 促 進	290	29.8%	39	36.4%	251	29.0%
	組 合 承 認 ・ 組 合 活 動	31	3.2%	4	3.7%	27	3.1%
	そ の 他	100	10.3%	16	15.0%	84	9.7%
協 約 締 結 ・ 全 面 改 定		16	1.6%	2	1.9%	14	1.6%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 73 件・13.4% (22 年 58 件・10.3%) となり、22 年に比べると件数及び割合は増加した (第 28 表参照)。

第28表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

年	全 事 件	併存組合のある事件
19年	468	51 (10.9%)
20年	546	85 (15.6%)
21年	730	88 (12.1%)
22年	563	58 (10.3%)
23年	543	73 (13.4%)

(注1) ()内は新規係属事件に対する割合

(注2) 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件を言う。

3. 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 543 件 (特定独立行政法人等を除く) に係る調整事項数 973 項目 (22 年 1,004 項目) のうち、経済的事項が 347 項目・35.7% (同 387 項目・38.5%)、非経済的事項が 610 項目・62.7% (同 607 項目・60.5%)、協約締結・全面改定が 16

項目・1.6%（同10項目・1.0%）となっている。22年と比べると、経済的事項は40項目減少し、非経済的事項は3項目増加した（第29-1表参照）。経済的事項の内訳は、一時金47項目・4.8%（22年56項目・5.6%）、労働時間・休日休暇31項目・3.2%（同36項目・3.6%）、賃金増額20項目・2.1%（同19項目・1.9%）であった（第29-1表参照）。また、一時金を調整事項に含む新規係属事件は、22年より9件減少した（第30-1表参照）。非経済的事項の内訳は、団交促進290項目・29.8%（22年276項目・27.5%）、経営又は人事189項目・19.4%（同225項目・22.4%）、組合承認・組合活動31項目・3.2%（同33項目・3.3%）であった（第29-1表参照）。経営又は人事の細分類である解雇又は人員整理を調整事項として含む事件（以下「解雇・人員整理事件」という。）は122件で、22年より27件減少し、それらを係属した月ごとにみると、全体的に22年よりは少なく係属したが、2月及び10月は22年より特に多かった（第30-1表参照）。

なお、調整事項別新規係属状況を全労委でみると、新規係属事件543件に係る調整事項数973項目のうち、経済的事項が347項目・35.7%、非経済的事項が610項目・62.7%、協約締結・全面改定が16項目・1.6%となっている（第29-2表参照）。また、一時金を調整事項に含む新規係属事件は47件で、22年と比べて9件減少した（第30-2表参照）。非経済的事項の内訳は、団交促進290項目・29.8%、経営又は人事189項目・19.4%、組合承認・組合活動31項目・3.2%であった（第29-2表参照）。解雇・人員整理事件は149件で、22年より63件減少し、それらを係属した月ごとにみると、全体的に少なく係属したが、2月及び10月は22年に比べて特に多かった（第30-2表参照）。

（2）新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件（特定独立行政法人等を除く）当たりの平均調整事項数は1.79項目（22年1.78項目）であった（第29-1表参照）。

第29-1表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

調整事項 \ 年	19年	20年	21年	22年	23年
合 計	847 100.0%	1,008 100.0%	1,321 100.0%	1,004 100.0%	973 100.0%
経 済 的 事 項	305 36.0%	329 32.6%	449 34.0%	387 38.5%	347 35.7%
賃 金 増 額	27 3.2%	32 3.2%	39 3.0%	19 1.9%	20 2.1%
内 一 時 金	54 6.4%	49 4.9%	76 5.8%	56 5.6%	47 4.8%
労働時間・休日休暇	35 4.1%	31 3.1%	44 3.3%	36 3.6%	31 3.2%
そ の 他	189 22.3%	217 21.5%	290 22.0%	276 27.5%	249 25.6%
非 経 済 的 事 項	527 62.2%	664 65.9%	854 64.6%	607 60.5%	610 62.7%
経 営 又 は 人 事	191 22.6%	222 22.0%	313 23.7%	225 22.4%	189 19.4%
内 団 交 促 進	244 28.8%	291 28.9%	379 28.7%	276 27.5%	290 29.8%
組合承認・組合活動	20 2.4%	42 4.2%	68 5.1%	33 3.3%	31 3.2%
そ の 他	72 8.5%	109 10.8%	94 7.1%	73 7.3%	100 10.3%
協約締結・全面改定	15 1.8%	15 1.5%	18 1.4%	10 1.0%	16 1.6%
総 事 件 数	468	546	730	563	543
平 均 調 整 事 項 数 （一事件あたり）	1.81	1.85	1.81	1.78	1.79

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第29-2表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

（単位：項目）

調整事項 \ 年	19年	20年	21年	22年	23年
合 計	851(6) 100.0%	1014(13) 100.0%	1324(8) 100.0%	1007(13) 100.0%	973(9) 100.0%
経 済 的 事 項	306 36.0%	332(4) 32.7%	451(7) 34.3%	390(1) 38.7%	347(5) 35.7%
賃 金 増 額	27 3.2%	34(2) 3.4%	41(7) 3.4%	21(2) 2.1%	20 2.1%
内 一 時 金	54 6.3%	49 4.8%	76 5.7%	56(4) 5.6%	47(5) 4.8%
労働時間・休日休暇	35 4.1%	31 3.1%	44 3.3%	36 3.6%	31 3.2%
そ の 他	190 22.3%	218(2) 21.5%	290 21.9%	277(5) 27.5%	249 25.6%
非 経 済 的 事 項	531(6) 62.4%	667(9) 65.8%	855 64.3%	607(2) 60.3%	610(4) 62.7%
経 営 又 は 人 事	191 22.4%	222(1) 21.9%	313 23.5%	225 22.3%	189(2) 19.4%
内 団 交 促 進	246(4) 28.9%	294(3) 29.0%	380(1) 28.6%	276(2) 27.4%	290(2) 29.8%
組合承認・組合活動	21(1) 2.5%	42(5) 4.1%	68 5.1%	33 3.3%	31 3.2%
そ の 他	73(1) 8.6%	109 10.7%	94 7.1%	73 7.2%	100 10.3%
協約締結・全面改定	15 1.8%	15 1.5%	18 1.4%	10 1.0%	16 1.6%
総 事 件 数	472	552	733	566	543
平 均 調 整 事 項 数 （一事件あたり）	1.80	1.84	1.81	1.78	1.79

（注1）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

（注2）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第30-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃 金 増 額	19年	27	0	1	2	0	5	3	3	5	1	3	1	3
	20年	32	0	2	0	2	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	39	3	0	6	9	2	4	4	4	1	1	4	1
	22年	19	3	2	1	0	0	3	3	0	1	2	1	3
	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
一 時 金	19年	54	2	3	2	1	1	8	9	4	4	3	3	14
	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	56	8	5	4	2	1	5	7	5	6	0	5	8
	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
解 雇 ・ 人 員 整 理	19年	112	5	16	10	8	9	2	8	12	11	7	12	12
	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6
	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第17、18表参照)。

第30-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移 (全労委)
(単位：件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃 金 増 額	19年	27	0	1	2	0	5	3	3	5	1	3	1	3
	20年	34	0	2	0	4	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	41	3	0	6	9	4	4	4	4	1	1	4	1
	22年	21	3	2	1	0	2	3	3	0	1	2	1	3
	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
一 時 金	19年	54	2	3	2	1	1	8	9	4	4	3	3	14
	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	60	8	5	4	2	1	6	7	5	6	0	8	8
	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
解 雇 ・ 人 員 整 理	19年	112	5	16	10	8	9	2	8	12	11	7	12	12
	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6
	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8

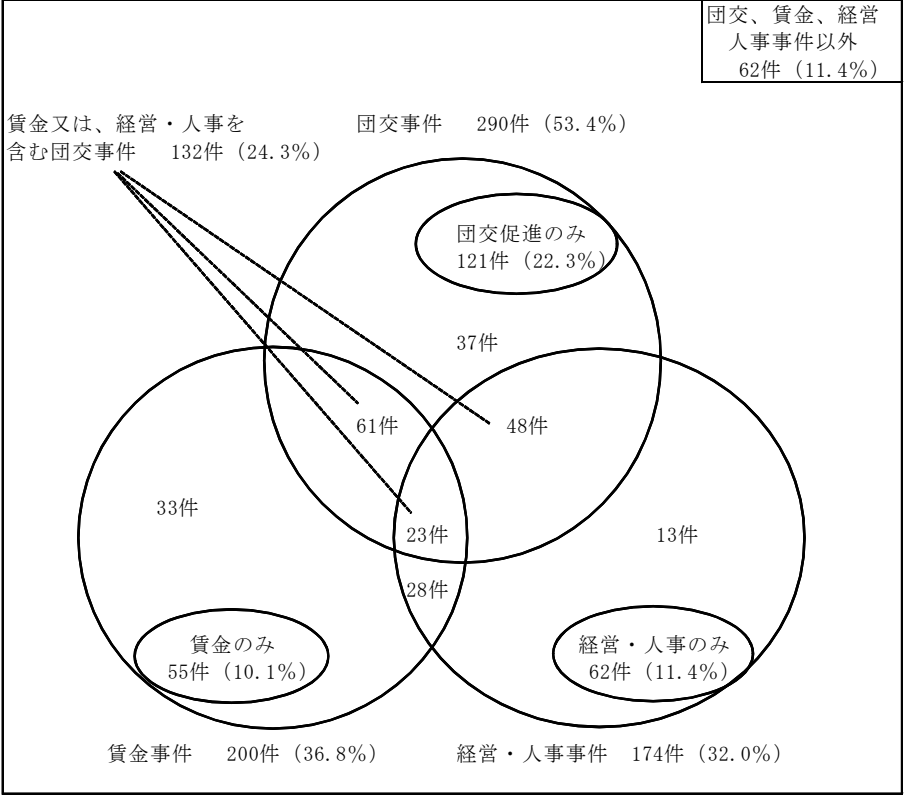
(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第17、18表参照)。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件(以下では「団交事件」という。)は290件・53.4%(22年276件・49.0%)であり、22

年と比べ件数、割合ともに増加した。貸金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「貸金事件」という。）は 200 件・36.8%（22 年 246 件・43.7%）であり、22 年と比べ件数、割合ともに減少した。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は 173 件・32.0%（22 年 203 件・36.1%）であり、22 年と比べ件数、割合ともに減少した（図 2 参照）。

図 2 新規係属事件調整事項別事件構成（特定独立行政法人等を除く） 23年



全事件（特定独立行政法人等を除く）は 543件

団交事件・・・・・・調整事項に団交促進（v）を含む事件

貸金事件・・・・・・調整事項に貸金等に関するもの（d,e,f,g,h,i）を含む事件

経営・人事事件・・・・調整事項に経営又は人事に関するもの（o,p,q,r,s,t）を含む事件

これらの事件の調整事項の重なりをみると、貸金事件かつ経営・人事事件は 51 件・9.4%（22 年 61 件・10.8%）、貸金事件かつ団交事件は 84 件・15.5%（同 93 件・16.5%）、経営・人事事件かつ団交事件は 71 件・13.1%（同 94 件・16.7%）となっている。な

お、調整事項に賃金又は経営・人事を含む団交事件は132件（22年156件）であり、団交事件の45.5%（同56.5%）が賃金事件か経営・人事事件に関係している（図2参照）。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項の多い上位5つの産業についてみると、運輸業、郵便業が161項目（22年138項目）で最も多く、以下、製造業が126項目（同116項目）、医療、福祉が121項目（同144項目）、サービス業が112項目（同113項目）、教育、学習支援業（自動車教習所を含む）が99項目（同117項目）となっている（第31表参照）。

全調整事項に占める経済的事項の割合は、運輸業、郵便業、サービス業で4割台、教育、学習支援業（自動車教習所を含む）、製造業で3割台、医療、福祉で2割台となっている。非経済的事項の割合は、医療、福祉で7割台、製造業、教育、学習支援業（自動車教習所を含む）で6割台、サービス業、運輸業、郵便業で5割台となっている。（第31表参照）。

第31表 新規係属事件における産業別調整事項（特定独立行政法人等を除く）

(単位：項目)

産業分類		全産業		製造業		運輸業、郵便業		医療、福祉		サービス業		教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)		その他の産業	
調整事項															
合 計		973	100.0%	126	100.0%	161	100.0%	121	100.0%	112	100.0%	99	100.0%	354	100.0%
経 済 的 事 項		347	35.7%	39	31.0%	69	42.9%	26	21.5%	46	41.1%	34	34.3%	133	37.6%
内 訳	賃 金 増 額	20	2.1%	4	3.2%	3	1.9%	0	0.0%	3	2.7%	4	4.0%	6	1.7%
	一 時 金	47	4.8%	8	6.3%	11	6.8%	8	6.6%	2	1.8%	3	3.0%	15	4.2%
	労働時間・休日休暇	31	3.2%	3	2.4%	12	7.5%	0	0.0%	7	6.3%	3	3.0%	6	1.7%
	そ の 他	249	25.6%	24	19.0%	43	26.7%	18	14.9%	34	30.4%	24	24.2%	106	29.9%
非 経 済 的 事 項		610	62.7%	85	67.5%	88	54.7%	92	76.0%	65	58.0%	65	65.7%	215	60.7%
内 訳	経 営 又 は 人 事	189	19.4%	32	25.4%	23	14.3%	28	23.1%	19	17.0%	13	13.1%	74	20.9%
	団 交 促 進	290	29.8%	34	27.0%	44	27.3%	44	36.4%	32	28.6%	40	40.4%	96	27.1%
	組合承認・組合活動	31	3.2%	5	4.0%	8	5.0%	2	1.7%	2	1.8%	2	2.0%	12	3.4%
	そ の 他	100	10.3%	14	11.1%	13	8.1%	18	14.9%	12	10.7%	10	10.1%	33	9.3%
協約締結・全面改定		16	1.6%	2	1.6%	4	2.5%	3	2.5%	1	0.9%	0	0.0%	6	1.7%

(注) 調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業(上位5つ以外のすべての産業)別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数 99 人以下では経済的事項 135 項目・34.5% (22 年 118 項目・37.5%)、非経済的事項 249 項目・63.7% (同 195 項目・61.9%)、100 人以上 499 人以下では経済的事項 120 項目・36.8% (同 131 項目・38.3%)、非経済的事項 203 項目・62.3% (同 207 項目・60.5%)、500 人以上 4,999 人以下では経済的事項 86 項目・35.5% (同 132 項目・39.9%)、非経済的事項 151 項目・62.4% (同 195 項目・58.9%)、5,000 人以上では経済的事項 6 項目・46.2% (同 4 項目・40.0%)、非経済的事項 6 項目・46.2% (同 6 項目・60.0%) となっている (第 32 表、巻末統計表第 17 表参照)。

第32表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項 (特定独立行政法人等を除く)

(単位: 項目)

組合員数 調整事項		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人以上		不明		合 計	
合 計		391	100.0	326	100.0	242	100.0	13	100.0	1	100.0	973	100.0
経 済 的 事 項		135	34.5	120	36.8	86	35.5	6	46.2	0	0.0	347	35.7
内 訳	賃 金 増 額	14	3.6	3	0.9	2	0.8	1	7.7	0	0.0	20	2.1
	一 時 金	20	5.1	12	3.7	13	5.4	2	15.4	0	0.0	47	4.8
	労働時間・休日休暇	14	3.6	10	3.1	6	2.5	1	7.7	0	0.0	31	3.2
	そ の 他	87	22.3	95	29.1	65	26.9	2	15.4	0	0.0	249	25.6
非 経 済 的 事 項		249	63.7	203	62.3	151	62.4	6	46.2	1	100.0	610	62.7
内 訳	経 営 又 は 人 事	72	18.4	61	18.7	53	21.9	2	15.4	1	100.0	189	19.4
	団 交 促 進	123	31.5	92	28.2	73	30.2	2	15.4	0	0.0	290	29.8
	組合承認・組合活動	19	4.9	6	1.8	5	2.1	1	7.7	0	0.0	31	3.2
	そ の 他	35	9.0	44	13.5	20	8.3	1	7.7	0	0.0	100	10.3
協 約 締 結 ・ 全 面 改 定		7	1.8	3	0.9	5	2.1	1	7.7	0	0.0	16	1.6

4. あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 543 件 (22 年 563 件) のうち、あっせん員の指名がされた 491 件 (同 501 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 342 件・69.7% (同 329 件・65.7%) で最も多く、以下、事務局職員のみが 126 件・25.7% (同 141 件・28.1%)、委員及び事務局職員が 19 件・3.9% (同 23 件・4.6%) となっている (第 33 表参照)。

第33表 労働争議新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

年	合 計	委 員				委 員 + 非 委 員					非 委 員			
		三 者 構 成	公 益 委 員	の そ の 他	小 計	委 員 局 + 事 員	委 員 局 + 事 員	以 外 の 者	そ の 他	小 計	事 務 局 員	職 務 員	労 政 職 員	そ の 他
19	410	265	1	2	268	30		2	-	32	110	-	-	110
20	484	284	12	1	297	34		6	-	40	147	-	-	147
21	658	403	12	-	415	35		13	-	48	195	-	-	195
22	501	329	1	1	331	23		-	6	29	141	-	-	141
23	491	342	1	1	344	19		-	2	21	126	-	-	126

(注) 集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、23年中にあっせん員指名のあったもの。

5. 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

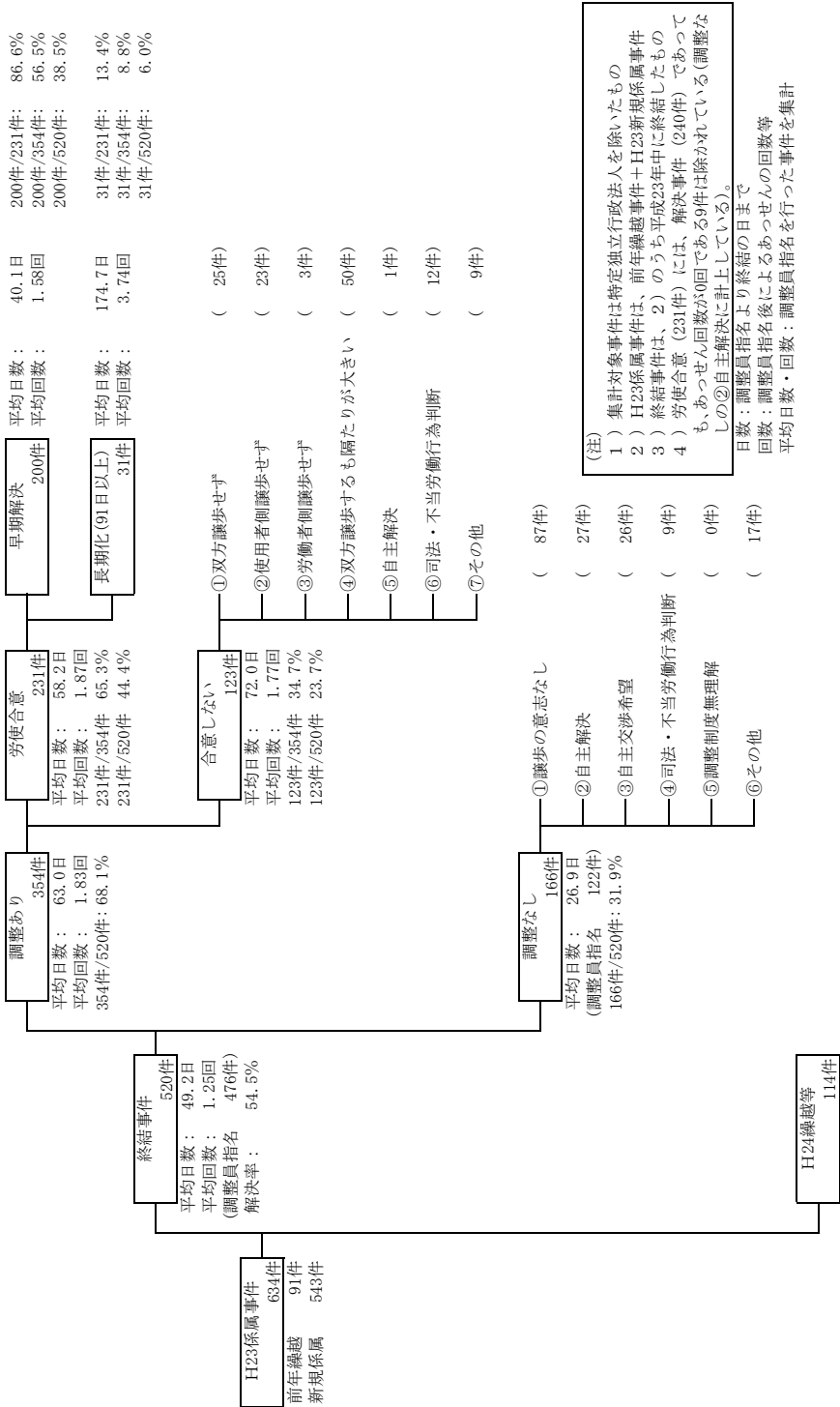
23年は22年からの繰越91件を含む634件(22年696件)の係属事件のうち、520件(同605件)が終結し、114件(同91件)が24年に繰り越された。終結した520件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの(「調整あり」)は354件(22年438件)、同意しなかったもの(「調整なし」)は166件(同167件)であった(チャートα参照)。

(2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは231件(22年279件)、合意に至らなかったものは123件(同159件)であった。労使の合意を得られた231件について調整日数(あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数)をみると、86.6%にあたる200件(22年230件)は開始後90日以内に終結し、13.4%にあたる31件(同49件)は開始から終結まで91日以上かかった。平均調整回数をみると、前者では1.58回(22年1.73回)であったのに対し、後者では3.74回(同3.59回)であった。また、合意に至らなかった123件の内訳をみると、双方譲歩するも隔たりが大きいものが50件(22年48件)と最も多く、以下、労使双方譲歩しなかったものが25件(同43件)、使用者側が譲歩しなかったものが23件(同27件)、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするものが12件(同13件)となっている(チャートα参照)。

チャートα

23年係属事件フローチャート（特定独立行政法人等を除く）



(3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件 166 件（22 年 167 件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの 87 件（同 83 件）、自主解決したもの 27 件（同 29 件）、自主交渉を続けたいとするもの 26 件（同 29 件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの 9 件（同 11 件）などとなっている（チャート α 参照）。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた 231 件（22 年 279 件）以外に、労使間で自主解決したものが 28 件（同 33 件）（「合意しない」の⑤の 1 件＋「調整なし」の②の 27 件。チャート α 参照）あり、これを加えると終結事件の 49.8%にあたる 259 件（同 312 件・51.6%）で労使合意に至っている。

(5) 解決状況

23 年に終結した調整事件 520 件（22 年 605 件）のうち、取下げ・移管を除く 440 件（同 495 件）の解決状況は、解決 240 件（同 291 件）、不調・打切り 200 件（同 204 件）で、その解決率は 54.5%（同 58.8%）であった（第 34-1 表参照）。

これらを中労委・都道府県労委別にみると、都道府県労委は終結した 513 件（22 年 599 件）のうち、取下げ・移管を除く 434 件（同 489 件）中 234 件（同 286 件）が解決し、解決率は 53.9%（同 58.5%）、中労委は終結した 7 件（同 6 件）のうち、取下げを除く 6 件（同 6 件）中 6 件（同 5 件）が解決し、解決率は 100.0%（同 83.3%）であった（第 34-1 表参照）。

また、調整方法別の解決状況をみると、あっせんは、取下げ・移管 80 件（22 年 110 件）を除く 511 件（同 597 件）中 237 件（同 290 件）が解決し、解決率は 46.4%（同 48.6%）、調停は取下げ 0 件（同 0 件）を除く 9 件（同 8 件）中 3 件（同 1 件）が解決し、解決率は 33.3%（同 12.5%）であった。なお、仲裁は 0 件（22 年 0 件）であった（第 35 表参照）。

第34-1表 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）
（単位:件、%）

年		19	20	21	22	23
労委別	事項					
県都 労道 委府	終 結 件 数	455	518	692	599	513
	取下・移管を除く終結件数	364	433	571	489	434
	解 決 件 数	215	254	335	286	234
	解 決 率	59.1	58.7	58.7	58.5	53.9
中 労 委	終 結 件 数	2	6	6	6	7
	取下除く終結件数	2	6	6	6	6
	解 決 件 数	2	6	5	5	6
	解 決 率	100.0	100.0	83.3	83.3	100.0
都道 府県 中労 委及 び中 労 委	終 結 件 数	457	524	698	605	520
	取下・移管を除く終結件数	366	439	577	495	440
	解 決 件 数	217	260	340	291	240
	解 決 率	59.3	59.2	58.9	58.8	54.5

（注1）終結件数、解決件数は、終結年で集計。

（注2）解決率＝解決件数÷取下・移管を除く終結件数

第34-2表 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位:件、%）

年		19	20	21	22	23
労委別	事項					
県都 労道 委府	取下・移管を除く終結件数	316	377	571	388	363
	解 決 件 数	187	222	335	212	191
	解 決 率	59.2	58.9	58.7	54.6	52.6
中 労 委	取下除く終結件数	2	6	6	6	6
	解 決 件 数	2	6	5	5	6
	解 決 率	100.0	100.0	83.3	83.3	100.0
都道 府県 中労 委及 び中 労 委	取下・移管を除く終結件数	318	383	577	394	369
	解 決 件 数	189	228	341	217	197
	解 決 率	59.4	59.5	59.1	55.1	53.4

（注1）終結件数、解決件数は、開始年で集計。

（注2）解決率＝解決件数÷取下・移管を除く終結件数

第35表 労働争議調整事件の終結状況（特定独立行政法人等を除く）

（単位:件）

労 委	年	あ　っ　せ　ん						調　停				仲　裁			合　計			
		取下 移管	あっせん案 提　示		あっせん案 不　提示		小　計		取下	件数	調停案 提　示	解決	取下	件数	裁定	取下 移管	件数 A＋ C＋ E＋H	(内) 解決 B＋ D＋ G＋I
			件数	(内) 解決	件数	(内) 解決	件数	(内) 解決										
都道府県労委	19	89	107	100	255	114	362	214	2	4	4	3			91	366	217	
	20	82	126	119	312	141	438	260	3	1	1			85	439	260		
	21	120	151	147	430	180	581	327	1	23	22	16			121	604	343	
	22	110	115	112	482	178	597	290		8	1	1			110	605	291	
	23	80	117	114	394	123	511	237		9	3	3			80	520	240	
中 労 委	19		2	2		2	2								0	2	2	
	20				6	6	6	6							0	6	6	
	21				1	1	1	1	5	5	5				0	6	5	
	22		5	5		6	5	5							0	6	5	
	23	1	1	1		1	1	1	5	5	5				1	6	6	

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件は440件（あっせん431件、調停9件）で、平均調整日数は50.6日（あっせん50.7日、調停46.0日）であった（第36-1表参照）。

なお、全労委でみると、取下げ・移管を除く終結事件は440件（あっせん431件、調停9件）で、平均調整日数は50.6日（あっせん50.7日、調停46.0日）であった（第36-2表参照）。

第36-1表 労働争議調整事件の平均調整期間(特定独立行政法人等を除く)

(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委	
	取下げ 移管を除く 終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ 移管を除く 終結 件数		取下げ 移管を除く 終結 件数	
19	359	42.9 (36.7)	2	86.5 (61.0)	4	52.8 (32.5)	-	(-)	-	-	-	(-)	363	43.0 (36.6)	2	86.5 (61.0)
20	438	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)	1	39.0 (39.0)	-	(-)	-	-	-	(-)	439	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)
21	559	51.4 (36.5)	1	159.0 (61.0)	22	12.7 (12.7)	5	44.0 (44.0)	-	-	-	(-)	580	50.8 (35.4)	6	54.3 (38.0)
22	487	55.4 (37.5)	6	12.8 (12.8)	8	41.4 (41.4)	-	(-)	-	-	-	(-)	495	55.2 (37.6)	6	12.8 (12.8)
23	431	50.7 (35.1)	1	19.0 (19.0)	9	46.0 (39.1)	5	28.0 (28.0)	-	-	-	(-)	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)

(注1) 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

(注2) ()内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。

第36-2表 労働争議調整事件の平均調整期間(全労委)

(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委	
	取下げ 移管を除く 終結 件数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ を除く 終結件 数		取下げ 移管を除く 終結 件数		取下げ 移管を除く 終結 件数	
19	361	42.8 (36.6)	4	56.3 (43.5)	4	52.8 (32.5)			-	(-)	-	(-)	365	42.9 (36.6)	4	56.3 (43.5)
20	442	43.7 (33.6)	10	28.1 (20.1)	3	19.3 (19.3)	2	9.5 (9.5)	-	(-)	-	(-)	445	43.6 (33.5)	12	25.0 (18.3)
21	560	51.5 (36.8)	2	117.5 (61.0)	24	12.2 (12.2)	7	33.4 (33.4)	-	(-)	-	(-)	584	49.9 (40.2)	9	52.4 (39.6)
22	488	55.3 (37.5)	7	13.1 (13.1)	10	34.7 (34.7)	2	8.0 (8.0)	-	(-)	-	(-)	498	54.9 (37.4)	9	12.0 (12.0)
23	431	50.7 (35.1)	1	19.0 (19.0)	9	46.0 (39.1)	5	28.0 (28.0)	-	(-)	-	(-)	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)

(注1) 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

(注2) ()内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。

6. その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは 100 件（22 年 112 件）で、22 年より 12 件減少した。産業別では、医療業からの争議行為予告が最も多く 27 件・27.0%（同 29 件・25.9%）、以下、航空関係の 21 件・21.0%（22 年 38 件・33.9%）、陸上旅客運送業 17 件・17.0%（同 12 件・10.7%）、その他 15 件・15.0%（同 14 件・12.5%）などとなっている（第 37 表参照）。

第37表 争議行為予告通知の事業別件数（中労委）

（単位：件）

事業年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
19	167(22)	16(0)	82(20)	13(1)	8(0)	1(0)	0(0)	31(0)	16(1)
20	161(24)	12(0)	82(21)	11(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
21	147(16)	20(0)	59(13)	12(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
22	112(8)	12(0)	38(6)	11(0)	7(0)	1(0)	0(0)	29(0)	14(2)
23	100(4)	17(0)	21(2)	12(0)	7(0)	1(0)	0(0)	27(0)	15(2)

（注1）（ ）内は使用者からの通知件数で内数。

（注2） 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス事業。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 23 年に新規に開始した労働争議実情調査件数（全労委）は 1,083 件（22 年 1,178 件）で、22 年に比べ 90 件減少した。22 年からの繰越 126 件を含む係属 1,214 件（同 1,305 件）の終結状況は、労働争議解決 909 件・83.9%（同 998 件・76.5%）、調査打ち切り 164 件・15.1%（同 176 件・13.5%）、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが 9 件・0.8%（同 4 件・0.3%）などとなっている（第 38 表、巻末統計表第 20 表参照）。

第38表 労働争議実情調査の終結状況（全労委）

（単位：件）

年	終 結 状 況					
	計	あっせん移行	調停移行	争議解決	調査打ち切り	その他
19	1,316	5	1	1,126	181	3
20	1,330	9	0	1,119	200	2
21	1,267	10	2	1,034	220	1
22	1,178	2	1	998	176	1
23	1,083	9	0	909	164	1